

ひたちなか市緊急中小企業等継続事業支援金 Q & A

令和2年6月3日版

Q1	支援金の概要を教えてください。
A	新型コロナウイルスの影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上が30%から50%未満減少した月がある事業者の方に対して支援金を給付するものです。 給付額は中小企業および小規模事業者が20万円、個人事業主が10万円です。
Q2	中小企業・小規模事業者と個人事業主の区別は何で判断すれば良いですか。
A	法人格を持っているか（法人成りをしているか）で判断させていただきます。
Q3	申請方法を教えてください。
A	ひたちなか市役所のホームページで申請書をダウンロードしていただくか、次の施設の窓口でお受け取りいただき、必要事項を記入し、添付書類を同封の上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則郵送にて商工振興課まで送付してください。 【申請書等の配布窓口】 ※原則平日のみの配布となります。 ◆市商工振興課（ひたちなか市役所本庁舎3階） ◆ひたちなか市役所本庁舎1階 総合案内カウンター ※日曜も設置 ◆ひたちなか市役所那珂湊支所1階 階段下 各種パンフレットコーナー ◆ひたちなか商工会議所 本所（ひたちなか商工会議所会館2階） ◆ひたちなか商工会議所 那珂湊支所 【郵送先】〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市商工振興課（緊急中小企業等事業継続支援金 担当）宛
Q4	申請の対象者を教えてください。
A	【中小企業・小規模事業者】 市内に本社または事業所があれば対象となります。 【個人事業主】 市内に事業所または住所があれば対象となります。 ※ただし、以下は除きます。 ◆みなし大企業 ◆申請時点において、本市の市税に未納がある方（納税猶予の特例対象者は除く） ◆性風俗関連特殊営業を営んでいる方 ◆暴力団関係者
Q5	個人事業者でひたちなか市 <u>内</u> に住んでいて、店舗がひたちなか市 <u>外</u> にある場合、対象となりますか？
A	<u>対象となります。</u> ただし、他の市町村から同様の支援金をもらう場合やもらった場合は対象となりませんので、ご注意ください。

Q6	法人で、本店は <u>市外</u> にあり、ひたちなか市内には支店がある場合、対象となりますか？
A	事業をひたちなか市内で営んでいれば対象となります。なお、申請の際にひたちなか市へ提出した法人市民税確定申告書の写しを提出していただき、ひたちなか市内に支店があることを確認させていただきます。
Q7	フリーランスは対象となりますか？
A	事業として行っている場合のみ対象となります。平成 31 年（令和元年）分の確定申告書の写し等を提出していただき、業種や屋号、事業所得が計上されているかを確認させていただきます。
Q8	市税納付の猶予について申請手続きをしたいのですが、対象になりますか？
A	なります。手元に税務担当課からの猶予に関する通知があれば、提出してください。まだ届いていない場合は、市商工振興課で担当課に確認をとります。
Q9	国の持続化給付金および、県の休業要請協力金との併用は可能ですか？
A	国の持続化給付金との併用は不可です。なお、持続化給付金の支給を受けていない方で、市の支援金を受給後に持続化給付金の要件を満たした場合は、国の持続化給付金を活用することができますが、その際は本市の事業継続支援金は返還していただくこととなりますので、返還届出書をご提出ください。
Q10	2019 年の確定申告について、コロナウイルスの影響により、まだできていませんが、2018 年の確定申告書でも申請は可能ですか？
A	可能です。 また、2019 年の売上について、台風等の影響で例年より著しく落ち込んでいる場合等であっても、2018 年の確定申告書を用いた申請が可能です。
Q11	市内・市外を含め何店舗か経営しています。申告する売上等については、ひたちなか市内の事業所のみの数字で申請すれば良いですか？
A	事業所全体の売上での申告をお願いします。
Q12	今年の売上の明細はどのような形式で提出すれば良いですか？
A	形式は特に問いませんが、国の持続化給付金の取り扱いに準ずる形となります。 ◆経理ソフトから抽出したデータ、◆エクセルで作成した売上データ、 ◆手書きの売上台帳のコピー 等
Q13	事業所を共同経営している場合の取扱いはどうなりますか？
A	各々が事業主として申告していれば、両者とも対象となります。なお、共通の帳簿を使用している際は、売上の分けおよび比率が明確に分かれていることが必要となります。

Q14	申請後、内容の適否について、何か通知などが届きますか？
A	申請書受理後、事務局において審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた場合、速やかに「交付決定通知書」を送付します。なお、申請の要件に満たない場合は、「不交付決定通知書」を送付し、その旨をお知らせします。
Q15	支給は現金でも可能ですか？
A	支払いは、現金手渡しでは行いません。申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みます。なお、振込先の金融機関に指定はありません。
Q16	支給までどのくらいの時間がかかりますか？
A	申請書類に不備等がなければ、申請書の受理後、概ね2～3週間程度で支給します。
Q17	支援金は課税対象となりますか？
A	国税庁の方針により、課税対象となります。詳細については税務署にご確認ください。